八　東京国際空港に着陸する航空機（国際航空に従事するものであつて、旅客の運送を行うもの（国際旅客チャーター便を除く。）に限る。）のうち事業計画において到着時刻及び出発時刻を午後十一時から午前五時までの間に設定しているもの（使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準年度（平成二十五年の同月における運航回数よりも増加する場合にあつては、当該増加分に相当するものに限る。）	平成二十六年十一月一日から平成二十七年十月三十日までの間	七万円）に二分の一を乗じた金額
	平成二十七年十一月一日から平成二十八年十月三十日までの間	七万円）に十分の七を乗じた金額
	平成二十八年十一月一日から平成二十九年十月三十日までの間	七万円）に五分の四を乗じた金額

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百一号

航行援助施設利用料に関する告示（昭和四十六年運輸省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

二中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、二(一)ア中「離陸した飛行場」を「離陸した空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）」に「着陸した飛行場」を「着陸した空港等」に改め、「金額」の下に「（ただし、二十トン未満の航空機にあつては当該金額に更に二分の一を乗じた金額とする。）」を加え、二(一)ウ中「飛行場」を「空港等」に改め、二(四)中「飛行場」を「空港等」に、「航空機については」を「航空機にあつては」に、「アの航空機」を「アに掲げる航空機」に、「ア(a)並びにア(b)①及び②」を「同規定」に改め、三(三)及び三(六)中「飛行場」を「空港等」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百二号

航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示（平成九年運輸省告示第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

一中「沖縄島に所在する飛行場」を「沖縄島に所在する空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）」に、「当該飛行場」を「当該空港等」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、二中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○運輸安全委員会告示第一号

運輸安全委員会設置法施行規則（平成十三年国土交通省令第百二十四号）第一条第五号の規定に基づき、運輸安全委員会設置法施行規則第一条第五号の事故及び第二条第七号の事態を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　運輸安全委員会委員長　後藤　昇弘

運輸安全委員会設置法施行規則第一条第五号の事故及び第二条第七号の事態を定める告示の一部を改正する告示

運輸安全委員会設置法施行規則第一条第五号の事故及び第二条第七号の事態を定める告示（平成二十年運輸安全委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号ロ中「もの」の下に「（死亡者を生じたものに限る。）」を加え、同号に次のように加える。

ハ　踏切遮断機が設置されていない踏切道において発生したものであって、死亡者を生じたもの

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○東北地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十八日　東北地方整備局長　小池　剛

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
大船渡市三陸町越喜来字所通一九番五から同市三陸町吉浜字上野一六番二まで	前	A	七・九〇～一八・六〇（メートル）	四九・七〇～一八〇・五〇（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	四・〇～七・九〇（メートル）	〇・五〇～七・九〇（キロメートル）	
	後	A	七・九〇～一八・六〇（メートル）	八・七九九～一八〇・五〇七（キロメートル）	
		B・C	一三・一〇～二一・八〇（メートル）	四・四一二～八・七九九（キロメートル）	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
大船渡市三陸町吉浜字上野一六番二から釜石市松原町二丁目三番一まで	前	A	九・〇〇～九三・八〇（メートル）	八・二六一～二四・三四〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	九・〇〇～九三・八〇（メートル）	八・二六一～六・〇七九（キロメートル）	
	後	A	九・〇〇～一五五・〇〇（メートル）	一四・〇六〇～二二・六七八（キロメートル）	
		B	一五・〇〇～五五六・〇〇（メートル）		

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
釜石市松原二丁目三五番一から岩手県下閉伊郡山田町船越第三地割一〇番四まで	前	A	七・九〇～一一・〇〇（メートル）	一二・五〇～二四・三四〇（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一・〇〇～二九四・五〇（メートル）	六・〇七九～二二・六七八（キロメートル）	
	後	A	七・九〇～一一・〇〇（メートル）	一二・五〇～二四・三四〇（キロメートル）	
		B・C	一・〇〇～二九四・五〇（メートル）	二二・六七八（キロメートル）	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所